

入札時の注意点

【重要】不適法な入札が増えていますので、必ず下記をお読みください。

入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札人が個人の場合）又は資格証明書（入札人が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札人が宅地建物取引業者の場合）

◆ 上記 1 及び 2 の各書面は、入札時に提出がないと無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

◆ 入札書及び上記 1 の書面の書式は、BITサイトのトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、当庁の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

入札時に提出する暴力団員等に該当しない旨の陳述書の「陳述」欄「☐ 自己の計算において・・・ありません。」の☐のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。

チェックを入れた場合には、陳述書の注意書 9 を参照の上、必ず別紙も添付してください。

◆ その他入札に関してご不明な点は、当庁の執行官室にお問合せください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 7 日

宇都宮地方裁判所大田原支部執行係

裁判所書記官 吉 成 孝 道

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 27 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 3 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 10 日 午前 11 時 00 分 場 所 宇都宮地方裁判所大田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 30 日 午前 10 時 00 分 場 所 宇都宮地方裁判所大田原支部執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 11 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 9 月 15 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 7 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1,2	5,066,000 4,052,800	一括	1,013,200	80,579	0
1	457,000				
2	4,609,000				
備考					

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 大田原市寒井字糠塚原 |
| | 地 番 | 1 4 6 5 番 6 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 5. 6 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大田原市寒井字糠塚原 1 4 6 5 番地 6 6 |
| | 家屋 番号 | 1 4 6 5 番 6 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 4. 7 1 平方メートル
2 階 4 4. 7 1 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 6 日

宇都宮地方裁判所大田原支部執行係

裁判所書記官 吉 成 孝 道

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 大田原市寒井字糠塚原 |
| | 地 番 | 1 4 6 5 番 6 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 5. 6 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大田原市寒井字糠塚原 1 4 6 5 番地 6 6 |
| | 家屋 番号 | 1 4 6 5 番 6 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 4. 7 1 平方メートル
2 階 4 4. 7 1 平方メートル |

令和8年(ケ)第 13号
令和8年6月 4日受理
令和8年6月 19日提出

現況調査報告書

宇都宮地方裁判所大田原支部

執行官 上 野 ・ 一 志

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 大田原市寒井字糠塚原 |
| | 地 番 | 1 4 6 5 番 6 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 5 . 6 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大田原市寒井字糠塚原 1 4 6 5 番地 6 6 |
| | 家屋 番号 | 1 4 6 5 番 6 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 4 . 7 1 平方メートル
2 階 4 4 . 7 1 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	栃木県大田原市寒井1465番地66		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（破産管財人） ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	☒ 本土地上に土地の定着物たるカーポート及び動産たる物置が各1基存在する ☒ 本土地上に東京電力管理にかかる電柱が存在する		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者（破産管財人） ☐ その他の者 上記の者が本建物を空き家の状態の住居として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	☒ 本建物はオール電化であり、屋根に太陽光発電システムが設置されている		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■破産管財人	1 本物件は、まだ破産財団から放棄していません。 2 本建物は、令和7年8月ころまで破産者及びその家族が居住していましたが、令和7年9月ころからは空き家の状態です。残置動産はほとんどありません。 3 本建物の屋根には太陽光発電システムが設置されていますが、債権者に確認したところ、太陽光発電システムは、住宅ローンに含んでいることから、建築当初から設置されているものと思われます。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 現況及び前記関係人の陳述等から本物件の占有状況を2枚目のとおり認めた。
- 2 本土地は、所有者（破産管財人）が本建物の敷地として使用し、本建物に所有者（破産管財人）が住居として空き家の状態で占有しているものであり、第三者の占有はない。建物内に遺留された動産はほとんどない状況である。
- 3 本土地は、北東角付近を除いて各境界付近にコンクリート杭がある。
- 4 本建物内で猫と思われるペットを飼っていたと思われ、壁クロスに傷や剥がれが見受けられた。また、2階洋室では壁に穴が開いている。
- 5 本建物は、オール電化であり、屋根に太陽光発電システムが設置されているが、前記関係人の陳述のとおり、設置費用が住宅ローンに含まれていることから建築当初から設置されているものと思われる。
- 6 本土地の北側に幅員約5mの舗装された道路（認定外道路）が接面している。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年6月9日 (火) 11:50-12:10	大田原市役所税務課 道路課 都市計画課	地籍集成図写し入手、建物間取調査 道路関係調査
8年6月9日 (火) 12:20-12:25	宇都宮地方法務局大田 原支局	登記事項要約書入手
8年6月9日 (火) 12:45-13:00	物件所在地	物件外観調査、写真撮影
8年6月13日 (土) 12:30-13:00	物件所在地	建物内立入調査、写真撮影 (評価人同行)
8年6月16日 (火)	当庁	破産管財人から電話聴取
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和8年6月13日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、破産管財人から借用した鍵を使用して建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
寒井

A 4 版に縮小コピーにつき縮尺相違

請求部	所在	大田原市寒井字糠塚原				地番	1465番66			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)	平成3年3月30日		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月30日

宇都宮地方法務局大田原支局

地図整理番号：M09087

登記官

(1/1)

(6 枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年3月30日 宇都宮地方検務局大田原支局

登記官

(7枚目)

登記年月日：昭和59年10月17日

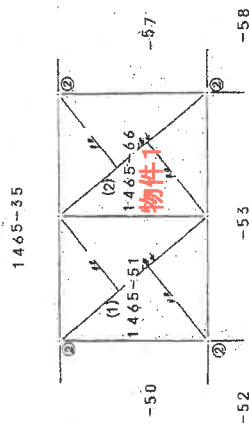
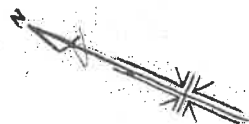
2019979

前番地 1465-51 1465-51 -66

平成17年10月1日大田原市に変更

那須郡黒羽町大字寒井字糠塚原

土地の所在



②エンクリート

[illegible]

59 年 月 日 登記

土地家屋調査士

作者

(昭和53年10月12日作製)

申請人

100

縮尺 1/500

栃木県土地家屋調査士会用具

SH 59 年 10 月 17 日 登記

地圖整理番号: M09088

登記年月日：平成30年8月28日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年3月30日 宇都宮地方方法務局大田原支局

(8 枚目)

登記官

地図整理番号：M09089

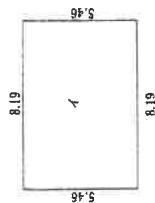
建物図面
各階平面図

家屋番号 1465 番 66

建物の所在 大田原市寒井字糠塚原1465番地66

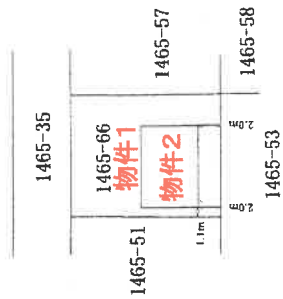
各階平面図

1・2階同型



1・2階求積表

イ 5.460 × 8.190 = 44.717400
床面積 = 44.71 m²



作成者

土地家屋調査士

(平成30年8月22日作製)



縮尺 1/250

申請人



縮尺 1/500

A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

寒井 1465-66 付近



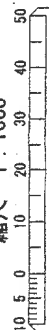
この図面は、課税の付図
として作成されたもので
あり土地等の権利関係等
には使用できません。

公 用

大田原市役所
税務課

参 考

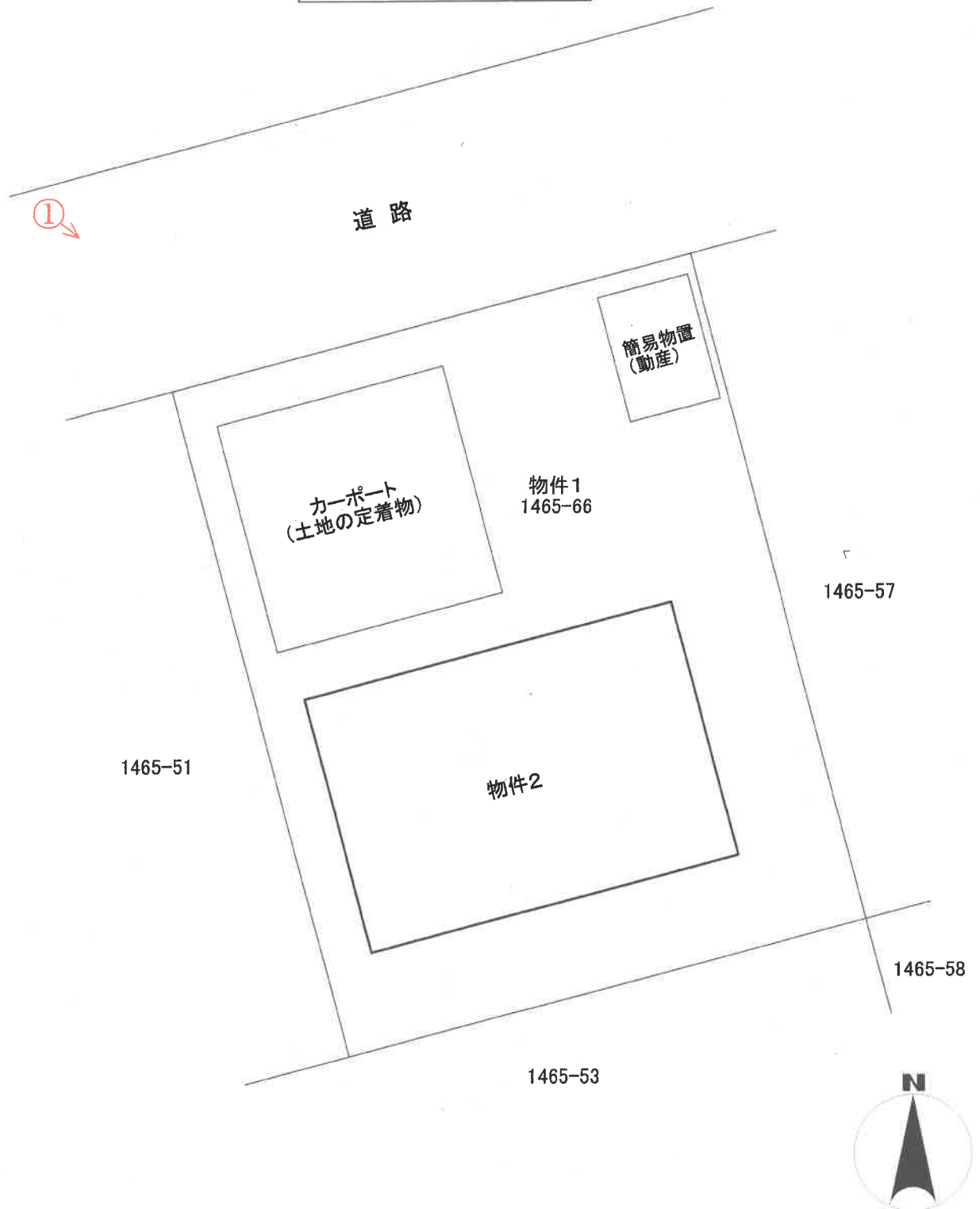
縮尺 1 : 1000



A 4 版に縮小コピーにつき縮尺相違

土地建物位置関係図

←○写真撮影位置・方向

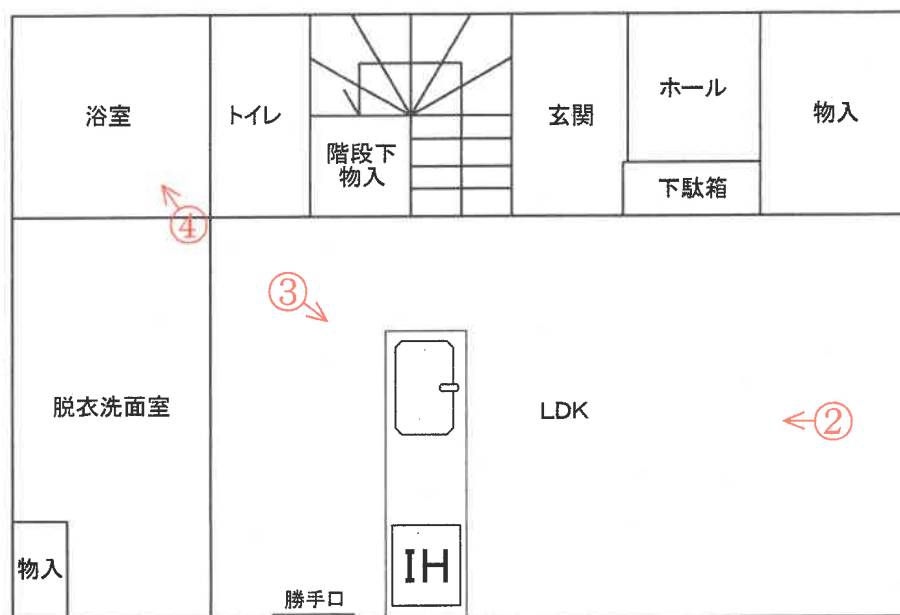


(注)本図面は、概略の参考図であり、正確な形状・面積等を示すものではない。

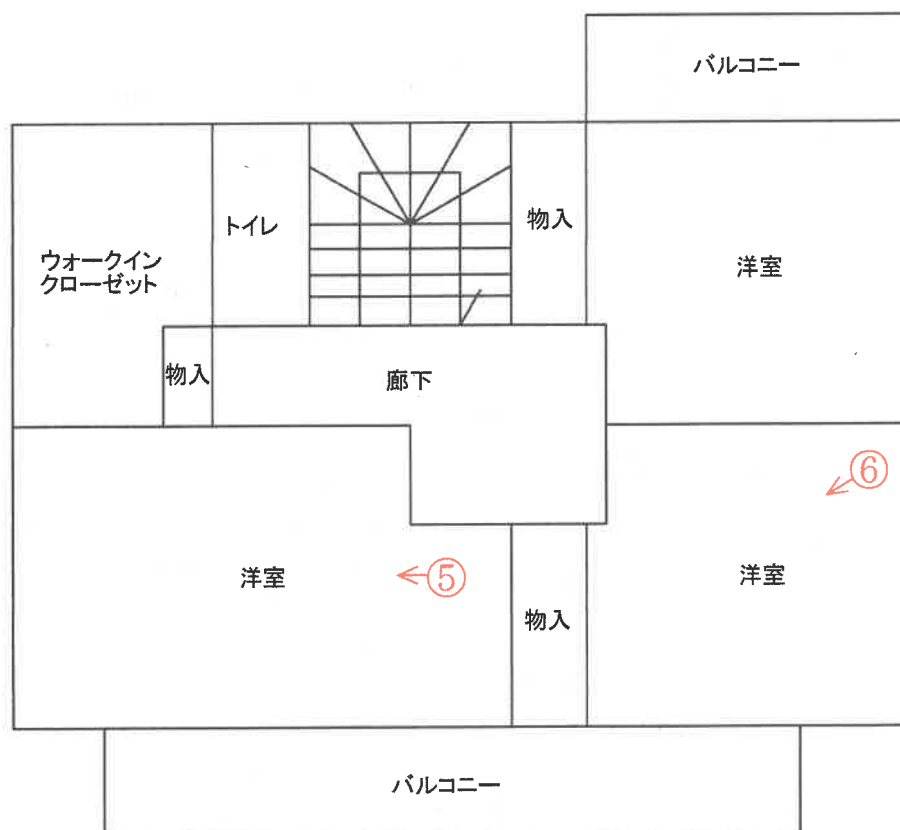
間 取 図

←○写真撮影位置・方向

1階



2階



(注)本図面は、概略の参考図であり、正確な形状・面積等を示すものではない。



外観



LDK



キッチン

④



浴室

⑤



洋室

⑥



洋室



令和 8年（ケ）第 13号
令和 8年 5月 1日 受 命
令和 8年 6月13日 現地調査
令和 8年 6月17日 評 価
令和 8年 6月23日 提 出

宇都宮地方裁判所大田原支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
阪 上 真 佐 彦

第1 評価額

一 括 価 格	
金 5, 0 6 6, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 4 5 7, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 4, 6 0 9, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1、2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地積	大田原市寒井字糠塚原 1 4 6 5 番 6 6 宅地 165.60m ²	ほぼ登記簿記載と同じ
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	大田原市寒井字糠塚原 1 4 6 5 番地 6 6 1 4 6 5 番 6 6 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階 建 1階 44.71m ² 2階 44.71m ²	ほぼ登記簿記載と同じ

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	受命物件は、J R宇都宮線「那須塩原」駅の南東方直線距離約8.3kmに所在している。バス便としては、県道沿いのバス停「黒羽刑務所前」より南方直線距離約800m地点に所在している。 (別添位置図参照)	
付 近 の 状 況	当該地域は、「一般県道中田原寒井線」の南側、農地や林地がひろがる中に農家住宅や中規模開発の分譲住宅等が見られる地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分	都市計画区域外
画 地 条 件	物件1の土地は、現況、宅地として利用されている画地である。当該画地は、間口約12m、奥行約14m、形状は長方形である。また、当該画地の地勢は、平坦である。 物件1の土地は、当該地域の標準的な画地である。	
接面道路の状況	物件1の土地は、北西側を幅員約5mの舗装道路に等高に接面する中間画地である。	
土地の利用状況等	物件1の土地は、物件2の建物の敷地として利用されており、当該建物は敷地の南側に建てられている。また、敷地の北西側にはカーポート（土地の定着物）が1基存している。さらに、敷地の北東端には簡易物置（動産）が1個存している。 物件1の土地及び物件2の建物は共に同一所有者で、物件全部に抵当権が設定されており、抵当権設定時には既に建物が存していたことから、競売の結果、土地、建物の所有者が異なるに至った場合には、建物について法定地上権が成立することとなる。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道：あり 都市ガス：なし 下 水 道：あり（農業集落排水） (注) 供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）がとおっており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	物件１の土地については、過去に土壌汚染の可能性のある履歴を確認することは出来なかった。よって、土壌汚染の可能性は低いと判断した。
特 記 事 項	災害リスクに関する情報については、評価人が必要と判断した場合にのみ記載している。当該リスクの有無及びその程度については、各自治体が提供する最新情報を参照する等により、買受希望者において判断する必要がある。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 平成30年 8月21日新築 経過年数 8.0年 経済的残存耐用年数 16.0年
仕 様	構 造 木造2階建 屋 根 合金メッキ鋼板ぶき 外 壁 サイディング等 内 壁 クロス貼等 天 井 クロス貼等 床 フローリング、塩ビタイル貼等
床面積（現況）	増改築等は認められない。
現 況 用 途 等	階 層 2階建 現況用途 居宅
品 等	使用資材 普通 施 工 普通
保守管理の状態	物件2の建物は、現在、利用されていない状況にあり、保守管理の状態はやや劣る。
建物の利用状況	物件2の建物の全部は、現在、空き家状態にある。
特 記 事 項	物件2の建物の内壁のクロスが剥がれている箇所が確認できた。 また、内壁に穴が1カ所開いている。 物件2の建物は、オール電化である。 さらに、屋根には太陽光発電が設置されている。当該設備の取得費用は住宅ローンに組み込まれている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件1の土地の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	市場性 修正 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ÷カ
1	7,130	1.00	165.60	0.85	1.00	1,004,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 大田原(県)-1

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $9,920\text{円}/\text{㎡} \times 99.2/100 \times 100/100 \times 100/138 \div 7,130\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：+38

イ 個別格差：必要なし。

ウ 地積：現況地積と土地全部事項証明書記載の地積とほぼ相違ないことから、土地全部事項証明書上の地積を採用した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮し、0.85と査定した。

オ 市場性修正 : 1.00

② 物件2（建物）

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	市場性 修正 エ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
2	170,000	89.42	0.41	1.00	6,233,000

ア 再調達原価 : 対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を170,000円/㎡と査定した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現 価 率 : 経過年数8.0年、経済的全耐用年数24.0年、経済的残存耐用年数16.0年、観察減価及び中古建物の市場性減価40%、残価率5%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率}5\% + (1-5\%) \times (\text{経済的残存耐用年数}16.0\text{年} / \text{経済的全耐用年数}24.0\text{年}) \} \times (1 - \text{観察減価}40\%) \div 0.41$$

エ 市場性修正 : 1.00

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権価格を控除し、建物については土地利用権価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ÷リ
1	1,004,000	0.35	法定地上権	351,000

なお、法定地上権不成立の場合には、場所的利益（10％）を考慮することとなる。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①カ, 1②オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,004,000	-351,000		1.00	0.700	457,000
2	6,233,000	+351,000	1.00	1.00	0.700	4,609,000
一括価格（合計）						5,066,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮し、競売市場性修正率を0.700と査定した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 大田原(県)-1

所 在：大田原市北金丸字古町1814番

地 目：宅地

価 格：9,920円／㎡

位 置：JR宇都宮線「西那須野」駅約9.6km

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：624㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：北東10.5m市道

用途指定等：非線引都市計画区域（建蔽率60%、容積率200%）

地域の概要：一般住宅、農家住宅の中に店舗等が混在する住宅地域

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図
- 4 建物図面写
- 5 間取り図
- 6 土地建物位置関係図

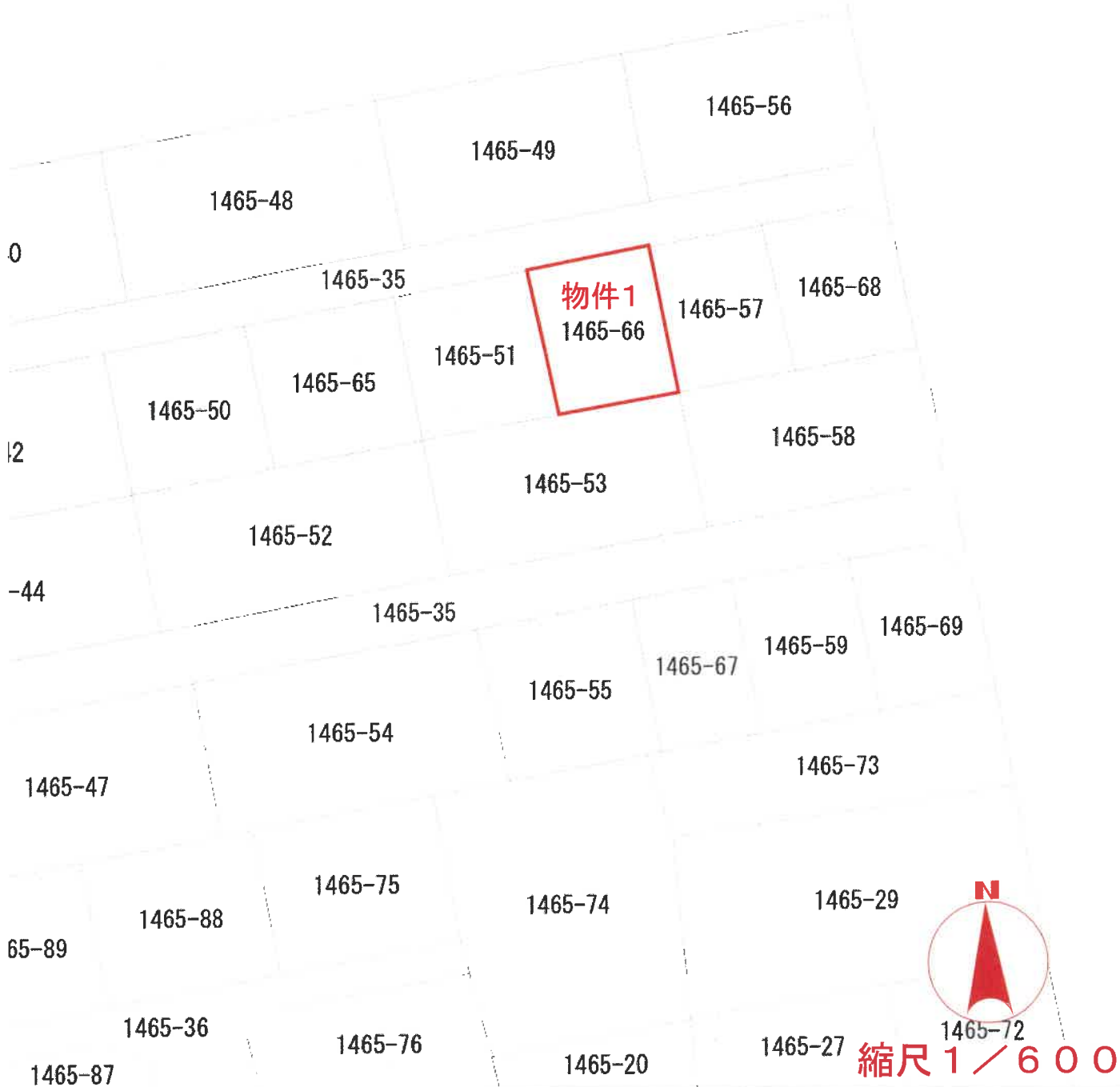
以 上



出典：国土地理院ウェブサイト

公 図 写

65-96+1465-97+1465-98+1465-99+1465-100+1465-101+1465-102+1465-103+1465-104+1465-105+1465-106+1465-107+1465-108
65-109+1465-110+1465-111+1465-112+1465-113+1465-114+1465-115+1465-116+1465-117+1465-118+1465-119+1465-120



登記年月日：昭和59年10月17日

2019979

前 1465-51

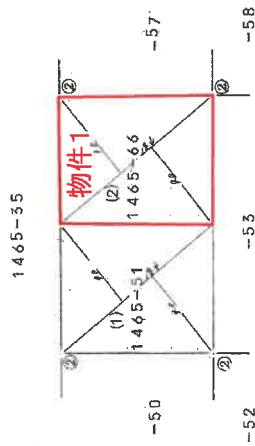
平成17年10月1日大田原市に変更

地積測量圖

地	番	1485-51
		-66

那須郡黒羽町大字寒井字森塚原

圖量測地



②コンクリート板:

[illegible]

SH	年	月	日	登記
				135

人請母

縮尺 1/500

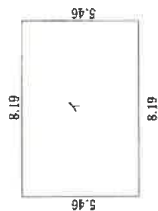
A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

建物図面
各階平面図

家屋番号	1465 番 66
建物の所在	大田原市寒井字櫛塚原1465番地66

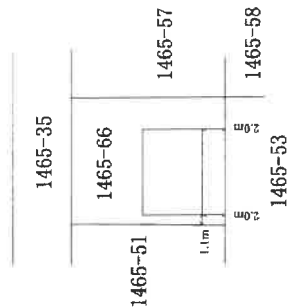
建物図面
物件2

1・2階同型



1・2階求積表

$$\begin{array}{l} \text{イ} \quad 5.460 \times 8.190 = 44.717400 \\ \text{床面積} = 44.71 \text{ m}^2 \end{array}$$



作成者

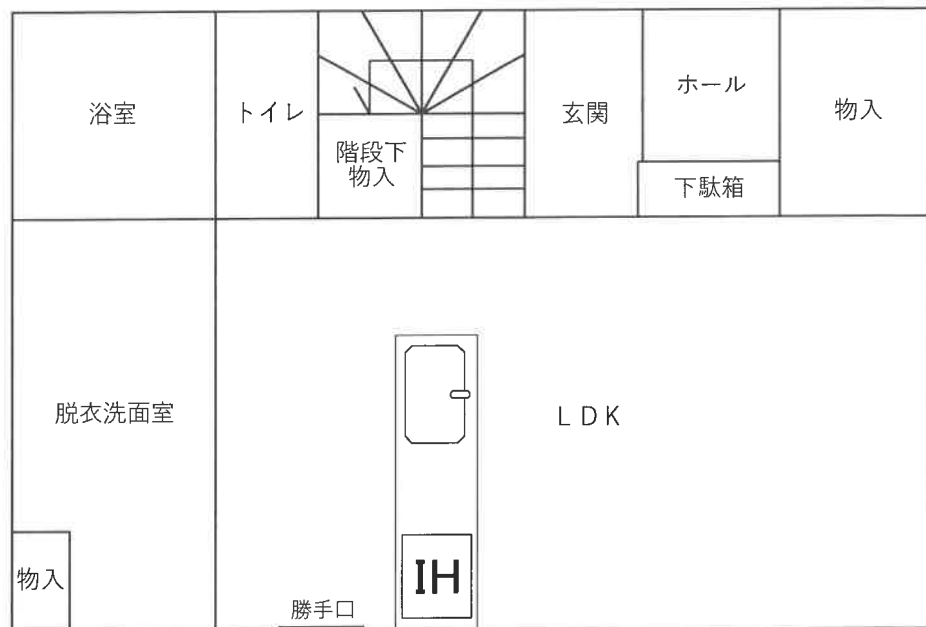
縮尺 1 / 250

申請人

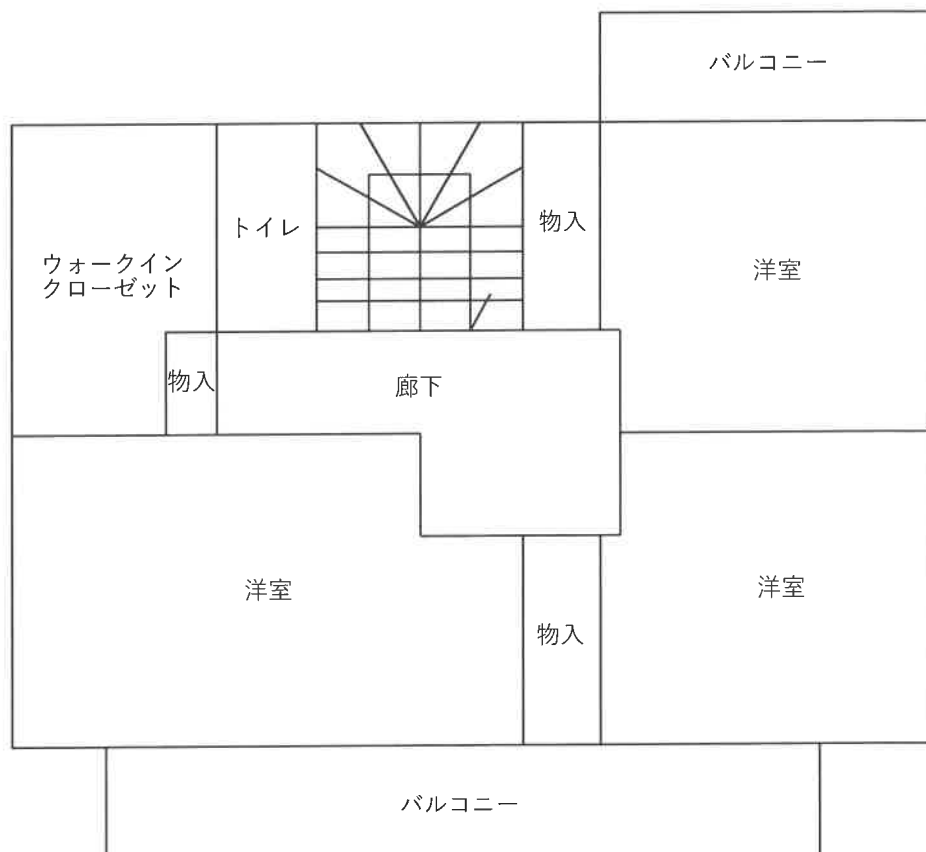
縮尺 1 / 500

建物間取り図

物件2



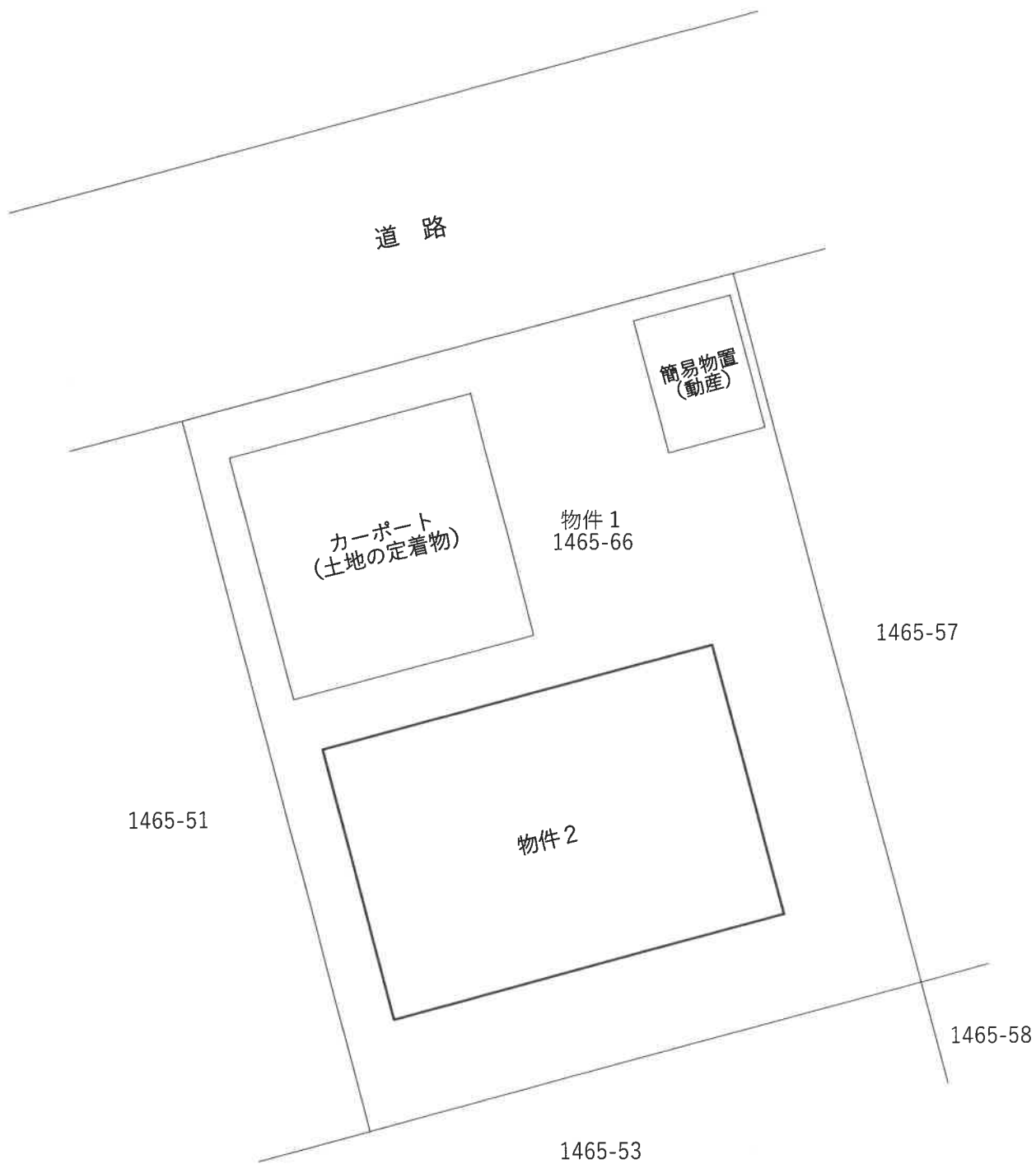
1階



2階

(注)本図は概略の参考図であり、正確な形状、面積等を表すものではない。

土地建物位置関係図



(注)本図は概略の参考図であり、正確な形状、面積等を表すものではない。